



大町市通学路安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組方針 ～



令和8年1月 改訂

大町市児童生徒の通学路における安全推進会議

1 本プログラム策定の背景と目的

近年、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が絶えないことから、本市では、関係機関が連携し、小学校区ごとに通学路の合同点検を実施、点検結果に基づき、計画的に安全対策を講じ、危険箇所の改善に取り組んできました。

また、GIS（地理情報システム）を活用した「おおまち子ども安心・安全マップ」を構築し、市ホームページ上で通学路の危険箇所情報を公表することで地域と共有し、児童生徒の安全確保の徹底を図る取り組みを進めています。

今後は、継続的に通学路の安全確保に向けた取組を行うために策定した「大町市通学路安全プログラム」に基づき、関係機関が連携をさらに密にして、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。



【合同点検（令和7年11月）・大町北部小学校区内】

2 児童生徒の通学における安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「大町市児童生徒の通学における安全推進会議」を設置しました。

委 員	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所
	長野県建設部 大町建設事務所
	長野県警察本部 大町警察署
	大町市建設業組合
	大町市PTA連合会
	大町市校長会
	大町市総務部 危機管理課
	大町市民生部 市民課
	大町市建設水道部 建設課
	大町市教育委員会 学校教育課

事務局	大町市教育委員会 学校教育課 学校教育係
-----	----------------------

○大町市児童生徒の通学における安全推進会議設置要綱
(令和元年12月23日教委告示第9号)

(設置)

第1条 学校及び保護者、道路管理者、警察署等の関係者が連携して、児童及び生徒の通学における安全の確保を図り、着実かつ効果的な取組を推進するため、大町市児童生徒の通学における安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 通学の安全確保に向けた取組の基本的方針の策定に関すること。
- (2) 前号の基本的方針に基づく取組の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学の安全の確保に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大町市立学校の代表
- (2) 大町市立学校PTAの代表
- (3) 当市を管轄する警察署の代表
- (4) 市内の道路を管理する機関の代表
- (5) 教育委員会の代表
- (6) 庁内関係課等の長
- (7) 識見を有する者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月27日教委告示第6号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月23日教委告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

3 基本的な役割

道路管理者	合同点検に基づき、危険箇所等へのハード面における対策を講じる。
警察	合同点検に基づき、危険箇所等への交通安全施設などのハード面における対策とともに、「交通規制」「指導、取締り」「防犯」といったソフト面における対策を講じる。
学校、PTA	児童が日常的に利用する通学路から危険箇所を抽出し、教育委員会を通じて道路管理者や警察といった関係機関へ改善要望を行う。 とともに、児童への日常的な交通安全教育や登下校の見守りといったソフト面の対策を講じる。
(識見を有するもの) 大町市建設業組合	道路改良等の施工側の専門家として、通学路の危険箇所を専門的な見地から助言提言を行う。
市民課（交通安全）	通学路における危険箇所等での見守りや警察や学校と連携した交通安全教育などのソフト面の対策を講じる
危機管理課（防犯）	特定危険空家への対応や警察と連携して不審者やクマなどの危険から防犯的な観点から児童を守るソフト面の対策を講じる。
教育委員会	通学路全般を管轄し、学校側と関係機関との橋渡し役を担うとともに、関係機関と通学路の安全対策推進の中心となる。

※内閣府ホームページ トピックス「通学路の交通安全確保について」より

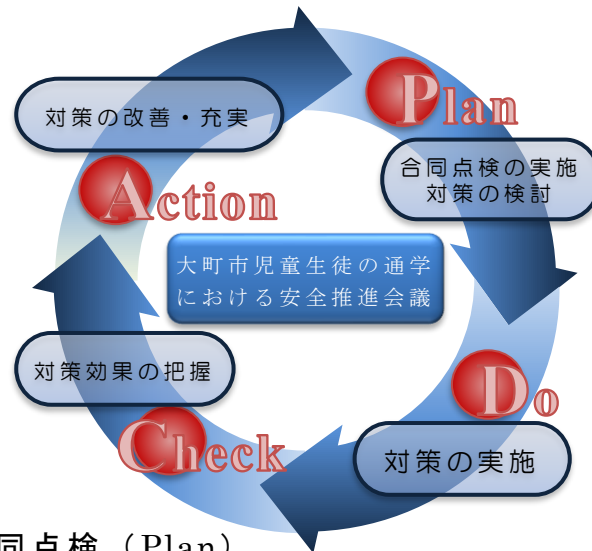
4 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、継続的な合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

ア 実施時期等

小学校区ごとに、各校から収集した危険箇所を基に、年1回、合同点検を実施します。

イ 実施体制

合同点検には、小学校区ごとに、警察、道路管理者、行政関係者、学校関係機関等が参加して実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や路面標示の新設、注意喚起看板の設置のようなハード対策や、通学路変更や見守り支援、交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、担当を明確にするとともに、対策が円滑に進むよう、関係機関間で連携を図ります。また、長期的な見通しのもと改善が必要な箇所は、段階的な改善を要望します。

(5) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、関係機関間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、市ホームページや広報等により公表します。

【別添資料】

別添 1 : 対策箇所一覧 (R7.11実施分)

別添 2 : 対策箇所図 (R7.11実施分)

6 おおまち子ども安心・安全マップの公開

合同点検の実施箇所に加え、学校ごとにピックアップした交通や防犯において気を付ける場所を掲載した「おおまち子ども安心・安全マップ」を市ホームページにて公開し、通学路において気を付けたい場所を児童生徒や各家庭においても確認していただけるよう情報提供します。



7 合同点検について

○令和5年度

➤令和5年11月13日(月)～11月20日(月)

- ・学校区毎に実施
防犯の観点による点検 4箇所
交通安全の観点による点検 25箇所

○令和6年度(冬期)

➤令和7年1月16日(木)～2月22日(水)

- ・学校区毎に実施
防犯の観点による点検 2箇所
交通安全の観点による点検 33箇所

○令和7年度

➤令和7年11月20日(木)～11月28日(金)

- ・大町北部小学校、美麻小中学校、八坂小中学校の校区に実施
防犯の観点による点検 2箇所
交通安全の観点による点検 19箇所

※令和7年11月点検箇所の対策状況

学校名	危険箇所総数	対策済み箇所数	一部対策済及び対策予定箇所数	対策未定箇所
大町北部小学校	58	6	34	18
八坂小中学校	3	0	3	0
美麻小中学校	1	1	0	0
総数	62	7	37	18

※対策予定箇所には、複数年にわたって計画的に整備するものも含む。

※大町北部小学校の点検箇所は、市教委が示した通学路の推奨ルートを基に、大町市建設業組合がピックアップした危険箇所

◎これまでの対策状況

(令和8年1月現在)

学校名	危険箇所総数	対策済み箇所数	一部対策済及び対策予定箇所数	対策未定箇所
大町東小学校	30	27	3	0
大町西小学校	30	23	5	2
大町南小学校	21	18	3	0
大町北小学校	37	31	3	3
八坂小中学校	10	8	1	1
美麻小中学校	9	6	0	3
総数	136	111	16	9